

# 令和8年度学校いじめ防止基本方針

春日井市立岩成台小学校

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。（いじめ防止対策推進法 第二条より）本校でもこの定義に基づいていじめ防止にあたることとする。

### (2) いじめ防止についての基本的な考え

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、児童に、いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為であることを十分に理解させなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識するとともに、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

## 2 いじめ防止対策組織

### (1) 「いじめ等対策委員会」の構成

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭等で構成し必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。

### (2) 「いじめ等対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・教育相談アンケート（年2回）を行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、ホームページ等を通して、「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- ・いじめ事案が発生した際には、議事録を作成する。

### 3 いじめ防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりをすすめる。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 「いじめ等対策委員会」を定期的に（年3回）開き、気になる児童の情報や対策について、全職員の共通理解を図り、いじめの早期発見に努める。
- イ 教育相談を年に2回（5月、10月）実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、スクールサイン外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ等対策委員会」を中心に組織的な対応を行う。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。ここでいう教育的配慮とは、①自分の言動が他者に害を与えたという責任の認識②対人スキルの向上を指導 ③加害児童が行った自分の言動を反省させることをいう。よって、罰則や制裁を加えるものではない。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

#### 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会へ報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ等対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害者児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

##### 「重大事態とは」

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると見込まれるとき

#### 5 子どもの行動に関して

子どもがいじめを行わない環境をつくることが責務であることを強く認識する。

#### 6 重大事態への対処

- (1) 事実確認の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。また、いじめられた児童及びいじめた児童に対して、状況に合わせた継続的なケアを行う。
- (2) 学校が調査を行う場合は、校内に設置している「いじめ等対策委員会」が主体として調査を行う。
- (3) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等その他の必要な説明を適切に行う。

#### 7 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価を年に2回（6月、11月）実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

#### 8 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態対応フロー図】

